

修正対象物品の令和5年度における輸入数量

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第4項の規定に基づき、令和5年度の初日等から令和5年6月30日までの修正対象物品の各輸入数量を下記のとおり公表する。

記

1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(日豪EPA)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	145,000 トン	22,788 トン	122,212 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	210,000 トン	41,449 トン	168,551 トン

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP(TPP11))(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
4	豚肉(基準価格以上)	オーストラリア	807 トン	47 トン	760 トン
5	豚肉(基準価格以上)	カナダ	271,090 トン	53,165 トン	217,925 トン
6	豚肉(基準価格以上)	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
7	豚肉(基準価格以上)	チリ	38,340 トン	9,535 トン	28,805 トン
8	豚肉(基準価格以上)	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
9	豚肉(基準価格以上)	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
10	豚肉(基準価格以上)	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
11	豚肉(基準価格以上)	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
12	豚肉(基準価格以上)	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
13	豚肉(基準価格以上)	メキシコ	144,805 トン	35,062 トン	109,743 トン
14	豚肉調製品	オーストラリア	9 トン	3 トン	6 トン
15	豚肉調製品	カナダ	57 トン	7 トン	50 トン
16	豚肉調製品	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
17	豚肉調製品	チリ	0 トン	0 トン	0 トン
18	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
19	豚肉調製品	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
20	豚肉調製品	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
21	豚肉調製品	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
22	豚肉調製品	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
23	豚肉調製品	メキシコ	0 トン	0 トン	0 トン
24	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	発効国全体	6,667 トン	32 トン	6,635 トン
25	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	発効国全体	5,889 トン	25 トン	5,864 トン
26	オレンジ	発効国全体	45,000 トン	※ トン	- トン
27	SPF製材	カナダ	1,730,500 m ³	109,911 m ³	1,620,589 m ³
28	パーティクルボード	ニュージーランド	70,500 m ³	8,565 m ³	61,935 m ³
29	OSB等	カナダ	246,500 m ³	19,119 m ³	227,381 m ³
30	熱帯産木材合板	マレーシア	1,148,500 m ³	80,604 m ³	1,067,896 m ³
31	合板	ベトナム	245,000 m ³	39,000 m ³	206,000 m ³
32	広葉樹合板	マレーシア	677,500 m ³	24,490 m ³	653,010 m ³

33	針葉樹合板	カナダ	7,500 m ²	56 m ²	7,444 m ²
34	針葉樹合板	チリ	18,000 m ²	0 m ²	18,000 m ²
35	針葉樹合板	ニュージーランド	66,000 m ²	1,033 m ²	64,967 m ²
36	豚肉(基準価格未満)	発効国全体	102,000 トン	502 トン	101,498 トン

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日欧EPA)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
38	豚肉(基準価格以上)	欧州連合	390,644 トン	103,084 トン	287,560 トン
39	豚肉調製品	欧州連合	3,707 トン	1,063 トン	2,644 トン
40	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	欧州連合	3,078 トン	930 トン	2,148 トン
41	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	欧州連合	2,667 トン	0 トン	2,667 トン
42	オレンジ	欧州連合	2,000 トン	※ トン	- トン
43	豚肉(基準価格未満)	欧州連合	71,400 トン	183 トン	71,217 トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
45	豚肉(基準価格以上)	アメリカ合衆国	281,728 トン	70,003 トン	211,725 トン
46	豚肉調製品	アメリカ合衆国	927 トン	233 トン	694 トン
47	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	アメリカ合衆国	6,667 トン	32 トン	6,635 トン
48	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	アメリカ合衆国	5,889 トン	49 トン	5,840 トン
49	オレンジ	アメリカ合衆国	42,750 トン	※ トン	- トン
50	豚肉(基準価格未満)	アメリカ合衆国	102,000 トン	687 トン	101,313 トン

5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(日英EPA)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
52	豚肉(基準価格以上)	英国	391,673 トン	103,298 トン	288,375 トン
53	豚肉調製品	英国	3,707 トン	1,063 トン	2,644 トン
54	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	3,078 トン	930 トン	2,148 トン
55	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	2,667 トン	0 トン	2,667 トン
56	オレンジ	英国	2,000 トン	※ トン	- トン
57	豚肉(基準価格未満)	英国	71,400 トン	183 トン	71,217 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1の項番号。
- ・1の項及び2の項の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。
- ・3の項、37の項、44の項及び51の項(牛肉)は、別途公表。
- ・47の項の輸入数量には24の項、48の項の輸入数量には25の項、50の項の輸入数量には36の項の輸入数量、52の項の輸入数量には38の項の輸入数量、53の項の輸入数量には39の項の輸入数量、54の項の輸入数量には40の項の輸入数量、55の項の輸入数量には41の項の輸入数量、56の項の輸入数量には42の項の輸入数量、57の項の輸入数量には43の項の輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。
- ※26の項、42の項、49の項及び56の項(オレンジ)は、12月1日から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を公表(関税暫定措置法施行令第19条の9)。